



吉見町から転出される方へ



◎吉見町在住中は、本町発展のためにご協力いただき誠にありがとうございました。

- **新住所に住み始めた日の翌日から数えて14日以内**に転入届をしてください。

(正当な理由がなく転入届をしない場合は、過料に処せられることがあります。)

転入届をなさる際には、次のものをお持ちください。

- ①転出証明書 ②印鑑 ③届出人の本人確認ができるもの(免許証、保険証等) ※その他年金手帳等
- ④外国人の方は在留カード等 ⑤個人番号通知カードまたは個人番号カード

※特例により転出証明書の出ない転出をされた方は住民基本台帳カードまたは個人番号カードが必要です。

詳しい手続き・方法等については、転入先の市区町村にお問い合わせください。

海外へ転出される方へ . . . 転出証明書は発行されません。

帰国して転入の届出をする際には、次のものをお持ちください。

- ①パスポート(全員分) ②印鑑 ③戸籍謄本 ④戸籍附票 ⑤個人番号通知カードまたは個人番号カード

※自治体によって取扱いが異なる場合がありますので、転入先の市区町村にお問い合わせください。

転出が取りやめになったとき

速やかに次のものをお持ちのうえ、転出取り消しの手続きを行ってください。

- ①転出証明書 ②印鑑 ③届出人の本人確認ができるもの(免許証、保険証等)

※特例により転出証明書の出ない転出をされた方は住民基本台帳カードまたは個人番号カード

転出証明書を紛失したとき

本人確認ができるもの(免許証、保険証等)をお持ちのうえ、再交付の手続きを行ってください。

転出証明書に記載してあることが変更になったとき

転入届をする際に、変更があることをお申し出ください。

旧住所での住民票、印鑑証明書が必要なとき

転出予定日前日までは、旧住所の住民票、印鑑証明書を請求することができます。転出証明書、本人確認ができるもの(免許証、保険証等)をお持ちのうえ、福祉町民課町民年金係(庁舎1階①番窓口)へ請求してください。

個人番号カードをお持ちでない方

(個人番号カードの申請をしていない方)

転出後は、通知カードと一緒に送付された申請用紙による個人番号カードの申請ができません。

申請方法については転入先の自治体にお問い合わせください。

(既に個人番号カードの申請をしているが交付を受けていない方)

申請中の個人番号カードを受け取ることができませんので、再度申請をする必要があります。

申請方法については転入先の自治体にお問い合わせください。

吉見町内に固定資産をお持ちの方

納税通知書等の送付先は、転入先の住所になります。その後、送付先を変更する場合は、税務会計課課税係(庁舎1階⑦番窓口)へ御連絡ください。

荒川荘の利用券をお持ちの方(60歳以上の方)

荒川荘の利用券を福祉町民課福祉係(庁舎1階②番窓口)へお返しくください。

◀以下、該当の方はご確認ください(裏面もご覧ください)▶

チェック欄	吉見町での手続き	新住所地での手続き
印鑑登録 0493-63-5010(直通)	転出(予定)日をもって吉見町での登録は廃止されます。「印鑑登録証」をお返しくください。 【福祉町民課町民年金係】庁舎1階①番窓口	必要な方は、新たに印鑑登録の手続きをしてください。
住民基本台帳カード 0493-63-5010(直通)	「住民基本台帳カード」をお返しくください。 期限が残っていて継続利用希望の方はお声掛け下さい。 ※「住基カード」を利用した場合も14日以内の転入手続きをお願いします。 転出予定日から30日を越えると継続使用できなくなります。 【福祉町民課町民年金係】庁舎1階①番窓口	必要な方は、カードの継続利用の手続きをしてください。

チェック欄	吉見町での手続き	新住所地での手続き
個人番号カード 0493-63-5010(直通)	海外転出の場合は返納してください。 【福祉町民課町民年金係】庁舎1階①番窓口	カードの継続利用の手続きをしてください。
国民年金 0493-63-5010(直通)	転出の届出をしてください。 【福祉町民課町民年金係】庁舎1階①番窓口	「年金手帳」をお持ちください。 住所異動の手続きをしてください。
国民健康保険 0493-63-5011(直通)	「被保険者証」をお返しください。※70歳以上の方は、「国民健康保険高齢受給者証」もお返しください。 【福祉町民課健康保険係】庁舎1階②番窓口	新たに加入の手続きをしてください。
後期高齢者医療制度 0493-63-5011(直通)	「被保険者証」をお返しください。 【福祉町民課健康保険係】庁舎1階②番窓口	新たに加入の手続きをしてください。
重度心身障害者医療費受給者証 0493-63-5012(直通)	「印鑑」をお持ちいただき、「重度心身障害者医療費受給者証」をお返しください。 【福祉町民課福祉係】庁舎1階②番窓口	「障害者手帳」「健康保険証」「印鑑」をお持ちいただき、手続きをしてください。
障害者手帳 0493-63-5012(直通)	手続きの必要はありません。 ※埼玉県外、さいたま市、川越市に転出の場合は別途転出の届出が必要です。 【福祉町民課福祉係】庁舎1階②番窓口	「障害者手帳」「印鑑」をお持ちいただき、手続きをしてください。
介護保険 0493-63-5013(直通)	「被保険者証」をお返しください。 要介護認定を受けている方は「受給資格証明書」をお受け取りください。 【健康推進課介護保険係】庁舎1階③番窓口	新たに加入の手続きをしてください。要介護認定を受けている方は「受給資格証明書」を添えて手続きをしてください。
子ども医療費受給資格者証 0493-63-5014(直通)	「子ども医療費受給資格者証」をお返しください。 子ども医療費受給資格消滅届を提出してください。 【子育て支援課児童支援係】庁舎1階④番窓口	新たに加入の手続きをしてください。
児童手当 0493-63-5014(直通)	児童手当消滅届を提出してください。 【子育て支援課児童支援係】庁舎1階④番窓口	新たに認定請求が必要です。
保育所 0493-63-5014(直通)	退所届を提出してください。税務会計課で「住民税決定証明書」をお受け取りください。 【子育て支援課児童支援係】庁舎1階④番窓口	新たに入所の手続きをしてください。お取りになった「住民税決定証明書」が必要となります。
原付バイク(125cc以下) 0493-54-5028(直通)	「吉見町のナンバープレート」と「所有者の印鑑」、「標識交付証明書」をお持ちのうえ、廃車の手続きをしてください。「廃車証明書」をお渡しいたします。 【税務会計課課税係】庁舎1階⑦番窓口	「廃車証明書」と「印鑑」をお持ちいただき、登録の手続きをしてください。 ※転入先でも廃車の手続きができます。 (「吉見町のナンバープレート」と「所有者の印鑑」、「標識交付証明書」が必要です。)
小・中学校 0493-54-7807(直通)	学校から 「在学証明書」 「教科書給与証明書」 「日本スポーツ振興センター加入の有無の証明書」をお受け取りください。 印鑑をお持ちのうえ、教育総務課で転校の手続きをしてください。 【教育委員会教育総務課学校教育係】庁舎2階⑥番窓口	左記の書類をお持ちいただき転校の手続きをしてください。
水道 0493-54-1545(直通)	閉栓(使用中止)の手続きをしてください。 【水生活課】庁舎3階	転入先で開栓(使用開始)の手続きをしてください。

《 吉 見 町 役 場 》

〒355-0192 埼玉県比企郡吉見町大字下細谷411番地

電話 0493-54-1511 (代表)

開庁時間 午前8時30分～午後5時15分

